

令和5年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表
(地震対策編)

新旧対照表 P1-P6

令和5年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表 (地震対策編)

頁	旧	新	備考
地震-13	<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第1節 計画の主旨 (略)</p> <p>第2節 予想される災害 (略)</p> <p>第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>3 静岡県警察 (大仁警察署) (略)</p> <p>第2章 平常時対策 (略)</p> <p>第1節 防災思想の普及 (略)</p> <p>第2節 自主防災活動 (略)</p> <p>第3節 地震防災訓練の実施 (略)</p> <p>3 訓練時における交通規制 (1) 交通規制の要請手続 地震防災訓練の実務責任を有する者が地震防災訓練を実施するに際し、交通規制を要請しようとするときは、計画ができ次第、管轄する大仁警察署長を經由して公安委員会に提出するものとする。 (略)</p> <p>第4節 地震災害予防対策の推進 (略)</p>	<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第1節 計画の主旨 (略)</p> <p>第2節 予想される災害 (略)</p> <p>第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>3 静岡県警察 (伊豆中央警察署) (略)</p> <p>第2章 平常時対策 (略)</p> <p>第1節 防災思想の普及 (略)</p> <p>第2節 自主防災活動 (略)</p> <p>第3節 地震防災訓練の実施 (略)</p> <p>3 訓練時における交通規制 (1) 交通規制の要請手続 地震防災訓練の実務責任を有する者が地震防災訓練を実施するに際し、交通規制を要請しようとするときは、計画ができ次第、管轄する伊豆中央警察署長を經由して公安委員会に提出するものとする。 (略)</p> <p>第4節 地震災害予防対策の推進 (略)</p>	<p>組織改編による修正</p>
地震-22	<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第4節 地震災害予防対策の推進 (略)</p> <p>○ 市は第4次地震被害想定において推計された被害をできる限り軽減するための新たな行動目標として策定された「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」を踏まえて作成した市の行動目標「伊豆市地震・津波対策アクションプログラム2013」に基づき、県と連携し、効果的な地震対策を進める。</p> <p>○ 「首都直下地震地方緊急対策実施計画」における対象区域は首都直下地震地方緊急対策区域に指定された市町とし、必要な対策の実施期間及び目標等については、「伊豆市地震・津波対策アクションプログラム2013」が兼ねるものとする。 (略)</p> <p>4 建築物等の耐震対策 (略)</p> <p>(3) 公共建築物の耐震化 (略)</p> <p>耐震化対象施設の現状</p>	<p>第4節 地震災害予防対策の推進 (略)</p> <p>○ 市は第4次地震被害想定において推計された被害をできる限り軽減するための新たな行動目標として策定された「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2023」を踏まえて作成した市の行動目標「伊豆市地震・津波対策アクションプログラム2023」に基づき、県と連携し、効果的な地震対策を進める。</p> <p>○ 「首都直下地震地方緊急対策実施計画」における対象区域は首都直下地震地方緊急対策区域に指定された市町とし、必要な対策の実施期間及び目標等については、「伊豆市地震・津波対策アクションプログラム2023」が兼ねるものとする。 (略)</p> <p>4 建築物等の耐震対策 (略)</p> <p>(3) 公共建築物の耐震化 (略)</p> <p>耐震化対象施設の現状</p>	<p>組織改編による修正</p>
地震-22	<p>第4節 地震災害予防対策の推進 (略)</p> <p>○ 市は第4次地震被害想定において推計された被害をできる限り軽減するための新たな行動目標として策定された「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」を踏まえて作成した市の行動目標「伊豆市地震・津波対策アクションプログラム2013」に基づき、県と連携し、効果的な地震対策を進める。</p> <p>○ 「首都直下地震地方緊急対策実施計画」における対象区域は首都直下地震地方緊急対策区域に指定された市町とし、必要な対策の実施期間及び目標等については、「伊豆市地震・津波対策アクションプログラム2013」が兼ねるものとする。 (略)</p> <p>4 建築物等の耐震対策 (略)</p> <p>(3) 公共建築物の耐震化 (略)</p> <p>耐震化対象施設の現状</p>	<p>第4節 地震災害予防対策の推進 (略)</p> <p>○ 市は第4次地震被害想定において推計された被害をできる限り軽減するための新たな行動目標として策定された「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2023」を踏まえて作成した市の行動目標「伊豆市地震・津波対策アクションプログラム2023」に基づき、県と連携し、効果的な地震対策を進める。</p> <p>○ 「首都直下地震地方緊急対策実施計画」における対象区域は首都直下地震地方緊急対策区域に指定された市町とし、必要な対策の実施期間及び目標等については、「伊豆市地震・津波対策アクションプログラム2023」が兼ねるものとする。 (略)</p> <p>4 建築物等の耐震対策 (略)</p> <p>(3) 公共建築物の耐震化 (略)</p> <p>耐震化対象施設の現状</p>	<p>地震・津波対策アクションプログラム 2023 への改定に伴う修正</p>

令和5年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表 (地震対策編)

地震-24	分類	施設名	耐震化状況
地震-24	集会施設	小土肥生活改善センター	診断済・未改修
		牧之郷公民館	診断未実施
	社会教育系施設	城生活改善センター	診断未実施
		上和田生活改善センター	診断未実施
	スポーツ施設	天城図書館	診断済・未改修
		狩野川記念公園管理棟	診断未実施
	レクリエーション施設	土肥南体育館	不明
		<u>天城温泉プール</u>	<u>診断済・未改修</u>
		旧八岳体育館	不明
		市営海の家無料休憩所	不明
	産業系施設	中伊豆交流センター	診断済・未改修
		<u>天城農村環境改善センター</u>	<u>診断済・未改修</u>
	庁舎等	伊豆市役所 (本庁)	診断済・未改修
		伊豆市役所 (別館)	不明
<u>公営住宅</u>	<u>東原団地</u>	<u>診断済・未改修</u>	
その他行政系施設	消防団詰所等 28/59	診断未実施	
(略)			
地震-34	第3章 地震防災施設緊急整備計画		
(略)			
第1節 地震防災施設整備方針			
(略)			
第2節 地震対策緊急整備事業計画			
(略)			
第3節 地震防災緊急事業五箇年計画			
東海地震等による災害から市土並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策特別措置法の規定に基づき地震防災対策の実施に関する目標として「伊豆市地震・津波対策アクションプログラム <u>2013</u> 」を位置づけ、地震防災上緊急に整備すべき施設等についてこの目標に即した地震防災緊急事業五箇年計画を作成・実施する。			
(略)			
第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応			
(略)			
I 南海トラフ地震臨時情報 (調査中) が発表された場合における災害応急対策に係る措置			
第1節 南海トラフ地震臨時情報 (調査中) の伝達等			
(略)			
II 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意) は発表された場合における災害応急対策に係る措置			
第1節 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意) の伝達等			
(略)			
第2節 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意) が発表された後の周知			

地震-24	分類	施設名	耐震化状況
地震-24	集会施設	小土肥生活改善センター	診断済・未改修
		牧之郷公民館	診断未実施
	社会教育系施設	城生活改善センター	診断未実施
		上和田生活改善センター	診断未実施
	スポーツ施設	天城図書館	診断済・未改修
		狩野川記念公園管理棟	診断未実施
	レクリエーション施設	土肥南体育館	不明
		<u>天城温泉プール</u>	<u>診断済・未改修</u>
		旧八岳体育館	不明
		市営海の家無料休憩所	不明
	産業系施設	中伊豆交流センター	診断済・未改修
		<u>天城農村環境改善センター</u>	<u>診断済・未改修</u>
	庁舎等	伊豆市役所 (本庁)	診断済・未改修
		伊豆市役所 (別館)	不明
<u>公営住宅</u>	<u>東原団地</u>	<u>診断済・未改修</u>	
その他行政系施設	消防団詰所等 28/59	診断未実施	
(略)			
地震-34	第3章 地震防災施設緊急整備計画		
(略)			
第1節 地震防災施設整備方針			
(略)			
第2節 地震対策緊急整備事業計画			
(略)			
第3節 地震防災緊急事業五箇年計画			
東海地震等による災害から市土並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策特別措置法の規定に基づき地震防災対策の実施に関する目標として「伊豆市地震・津波対策アクションプログラム <u>2023</u> 」を位置づけ、地震防災上緊急に整備すべき施設等についてこの目標に即した地震防災緊急事業五箇年計画を作成・実施する。			
(略)			
第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応			
(略)			
I 南海トラフ地震臨時情報 (調査中) が発表された場合における災害応急対策に係る措置			
第1節 南海トラフ地震臨時情報 (調査中) の伝達等			
(略)			
II 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意) は発表された場合における災害応急対策に係る措置			
第1節 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意) の伝達等			
(略)			
第2節 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意) が発表された後の周知			

施設再編による修正

地震・津波対策アクションプログラム
2023 への改定に伴う修正

令和5年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表 (地震対策編)

	(略)		(略)
第3節 災害応急対策をとるべき期間等 (略)	第3節 災害応急対策をとるべき期間等 (略)		
第4節 市のとるべき措置 (略)	第4節 市のとるべき措置 (略)		
Ⅲ 南海トラフ地震震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合における災害応急対策に係る措置	Ⅲ 南海トラフ地震震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合における災害応急対策に係る措置		
第1節 南海トラフ地震震臨時情報(巨大地震警戒)の伝達、災害対策本部等の設置等 (略)	第1節 南海トラフ地震震臨時情報(巨大地震警戒)の伝達、災害対策本部等の設置等 (略)		
第2節 南海トラフ地震震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された後の周知 (略)	第2節 南海トラフ地震震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された後の周知 (略)		
第3節 災害応急対策をとるべき期間等 (略)	第3節 災害応急対策をとるべき期間等 (略)		
第4節 避難対策等 (略)	第4節 避難対策等 (略)		
第5節 消防機関等の活動 (略)	第5節 消防機関等の活動 (略)		
第6節 警備対策 (略)	第6節 警備対策 (略)		
第7節 水道、電気、ガス、通信、放送関係 (略)	第7節 水道、電気、ガス、通信、放送関係 (略)		
第8節 金融 (略)	第8節 金融 (略)		
第9節 交通 (略)	第9節 交通 (略)		
第10節 市自らが管理等を行う施設等に関する対策 (略)	第10節 市自らが管理等を行う施設等に関する対策 (略)		
第11節 滞留旅客等に対する措置 (略)。	第11節 滞留旅客等に対する措置 (略)		
第5章 災害応急対策 (略)	第5章 災害応急対策 (略)		
第1節 防災関係機関の活動 (略)	第1節 防災関係機関の活動 (略)		
第2節 情報活動 (略)	第2節 情報活動 (略)		
第3節 広報活動 (略)	第3節 広報活動 (略)		
第4節 緊急輸送活動 (略)	第4節 緊急輸送活動 (略)		
第5節 広域応援活動 (略)	第5節 広域応援活動 (略)		

令和5年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表 (地震対策編)

	<p>第6節 災害の拡大及び二次災害防止活動 (略)</p> <p>第7節 避難活動 (略)</p> <p>第8節 社会秩序を維持する活動 (略)</p> <p>第9節 交通の確保対策 (略)</p> <p>第10節 地域への救援活動 (略)</p> <p>第11節 学校における災害応急対策及び応急教育 (略)</p> <p>第12節 被災者の生活再建等への支援 (略)</p> <p>第13節 市有施設及び設備等の対策 (略)</p> <p>第14節 防災関係機関等の講ずる災害応急対策 (略)</p> <p>2 電力(東京電力パワーグリッド株式会社(伊豆支社)) (略)</p> <p>(5) 水力、<u>原子力</u>の各発電所は、直ちに各種装置及び施設を巡回点検し安全確保の応急措置を講ずる。 (略)</p> <p>第15節 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策 (略)</p> <p>第6章 復旧・復興対策 (略)</p> <p>第1節 防災関係機関の活動 (略)</p> <p>2 警察 (<u>大仁警察署</u>) (略)</p> <p>第2節 激甚災害の指定 (略)</p> <p>第3節 震災復興計画の策定 (略)</p> <p>第4節 復興財源の確保 (略)</p> <p>第5節 震災復興基金の設立 (略)</p> <p>第6節 復旧事業の推進 (略)</p> <p>第7節 都市・農山漁村の復興 (略)</p>	<p>第6節 災害の拡大及び二次災害防止活動 (略)</p> <p>第7節 避難活動 (略)</p> <p>第8節 社会秩序を維持する活動 (略)</p> <p>第9節 交通の確保対策 (略)</p> <p>第10節 地域への救援活動 (略)</p> <p>第11節 学校における災害応急対策及び応急教育 (略)</p> <p>第12節 被災者の生活再建等への支援 (略)</p> <p>第13節 市有施設及び設備等の対策 (略)</p> <p>第14節 防災関係機関等の講ずる災害応急対策 (略)</p> <p>2 電力(東京電力パワーグリッド株式会社(伊豆支社)) (略)</p> <p>(5) 水力の各発電所は、直ちに各種装置及び施設を巡回点検し安全確保の応急措置を講ずる。 (略)</p> <p>第15節 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策 (略)</p> <p>第6章 復旧・復興対策 (略)</p> <p>第1節 防災関係機関の活動 (略)</p> <p>2 警察 (<u>伊豆中央警察署</u>) (略)</p> <p>第2節 激甚災害の指定 (略)</p> <p>第3節 震災復興計画の策定 (略)</p> <p>第4節 復興財源の確保 (略)</p> <p>第5節 震災復興基金の設立 (略)</p> <p>第6節 復旧事業の推進 (略)</p> <p>第7節 都市・農山漁村の復興 (略)</p>	<p>原子力発電所がないため、削除</p> <p>組織改編による修正</p>
地震-46			
地震-50			

地震-70	<p>第8節 被災者の生活再建支援 (略)</p> <p>第9節 地域経済復興支援 (略)</p> <p>別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策 (略)</p> <p>第1節 防災関係機関等の活動 (略)</p> <p>第2節 情報活動 (略)</p> <p>第3節 広報活動 (略)</p> <p>1 伊豆市 (1) 広報事項 市は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し民心の安定を図るとともに、住民等が的確な応急対策ができるように必要な事項について広報する。広報すべき事項は県に準ずるものとし、特に重要な広報事項については、広報文案をあらかじめ定めておくものとする。(資料編《地震対策編》4-1-3-2-1「広報文案」)</p> <p>(略)</p> <p>第4節 自主防災活動 (略)</p> <p>第5節 緊急輸送活動 (略)</p> <p>第6節 自衛隊の支援 (略)</p> <p>第7節 避難活動 (略)</p> <p>1 避難対策 (略)</p> <p>(6) 避難状況の報告 ア 市は、自主防災組織及び避難地の施設管理者等から直接に、又は大仁警察署を通じて避難状況の報告を求めらる。 ただし、避難対象地区以外の地域にあっては、原則として、次の(イ)に関する報告は求めないものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第8節 社会秩序を維持する活動 (略)</p> <p>3 大仁警察署の実施事項 大仁警察署は、警戒宣言が発せられたときは、次の活動を行う。また、東海地震注意情報が発表された時は、警戒宣言が発せられた時に次の活動が円滑に実施できるように準備的措置を実施する。</p>	<p>第8節 被災者の生活再建支援 (略)</p> <p>第9節 地域経済復興支援 (略)</p> <p>別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策 (略)</p> <p>第1節 防災関係機関等の活動 (略)</p> <p>第2節 情報活動 (略)</p> <p>第3節 広報活動 (略)</p> <p>1 伊豆市 (1) 広報事項 市は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し民心の安定を図るとともに、住民等が的確な応急対策ができるように必要な事項について広報する。広報すべき事項は県に準ずるものとし、特に重要な広報事項については、広報文案をあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 自主防災活動 (略)</p> <p>第5節 緊急輸送活動 (略)</p> <p>第6節 自衛隊の支援 (略)</p> <p>第7節 避難活動 (略)</p> <p>1 避難対策 (略)</p> <p>(6) 避難状況の報告 ア 市は、自主防災組織及び避難地の施設管理者等から直接に、又は伊豆中央警察署を通じて避難状況の報告を求めらる。 ただし、避難対象地区以外の地域にあっては、原則として、次の(イ)に関する報告は求めないものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第8節 社会秩序を維持する活動 (略)</p> <p>3 伊豆中央警察署の実施事項 伊豆中央警察署は、警戒宣言が発せられたときは、次の活動を行う。また、東海地震注意情報が発表された時は、警戒宣言が発せられた時に次の活動が円滑に実施できるように準備的措置を実施する。</p>	<p>資料編内の広報文案を整理 ※東海地震に関する広報文案を南海トラフ地震臨時情報等に関する広報文案として修正・整理した上で、資料編内の「伊豆市津波避難計画」内に整理。</p> <p>組織改編による修正</p> <p>組織改編による修正</p>
地震-76	<p>第8節 被災者の生活再建支援 (略)</p> <p>第9節 地域経済復興支援 (略)</p> <p>別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策 (略)</p> <p>第1節 防災関係機関等の活動 (略)</p> <p>第2節 情報活動 (略)</p> <p>第3節 広報活動 (略)</p> <p>1 伊豆市 (1) 広報事項 市は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し民心の安定を図るとともに、住民等が的確な応急対策ができるように必要な事項について広報する。広報すべき事項は県に準ずるものとし、特に重要な広報事項については、広報文案をあらかじめ定めておくものとする。(資料編《地震対策編》4-1-3-2-1「広報文案」)</p> <p>(略)</p> <p>第4節 自主防災活動 (略)</p> <p>第5節 緊急輸送活動 (略)</p> <p>第6節 自衛隊の支援 (略)</p> <p>第7節 避難活動 (略)</p> <p>1 避難対策 (略)</p> <p>(6) 避難状況の報告 ア 市は、自主防災組織及び避難地の施設管理者等から直接に、又は大仁警察署を通じて避難状況の報告を求めらる。 ただし、避難対象地区以外の地域にあっては、原則として、次の(イ)に関する報告は求めないものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第8節 社会秩序を維持する活動 (略)</p> <p>3 大仁警察署の実施事項 大仁警察署は、警戒宣言が発せられたときは、次の活動を行う。また、東海地震注意情報が発表された時は、警戒宣言が発せられた時に次の活動が円滑に実施できるように準備的措置を実施する。</p>	<p>資料編内の広報文案を整理 ※東海地震に関する広報文案を南海トラフ地震臨時情報等に関する広報文案として修正・整理した上で、資料編内の「伊豆市津波避難計画」内に整理。</p> <p>組織改編による修正</p> <p>組織改編による修正</p>	
地震-78	<p>第8節 被災者の生活再建支援 (略)</p> <p>第9節 地域経済復興支援 (略)</p> <p>別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策 (略)</p> <p>第1節 防災関係機関等の活動 (略)</p> <p>第2節 情報活動 (略)</p> <p>第3節 広報活動 (略)</p> <p>1 伊豆市 (1) 広報事項 市は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し民心の安定を図るとともに、住民等が的確な応急対策ができるように必要な事項について広報する。広報すべき事項は県に準ずるものとし、特に重要な広報事項については、広報文案をあらかじめ定めておくものとする。(資料編《地震対策編》4-1-3-2-1「広報文案」)</p> <p>(略)</p> <p>第4節 自主防災活動 (略)</p> <p>第5節 緊急輸送活動 (略)</p> <p>第6節 自衛隊の支援 (略)</p> <p>第7節 避難活動 (略)</p> <p>1 避難対策 (略)</p> <p>(6) 避難状況の報告 ア 市は、自主防災組織及び避難地の施設管理者等から直接に、又は伊豆中央警察署を通じて避難状況の報告を求めらる。 ただし、避難対象地区以外の地域にあっては、原則として、次の(イ)に関する報告は求めないものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第8節 社会秩序を維持する活動 (略)</p> <p>3 伊豆中央警察署の実施事項 伊豆中央警察署は、警戒宣言が発せられたときは、次の活動を行う。また、東海地震注意情報が発表された時は、警戒宣言が発せられた時に次の活動が円滑に実施できるように準備的措置を実施する。</p>	<p>資料編内の広報文案を整理 ※東海地震に関する広報文案を南海トラフ地震臨時情報等に関する広報文案として修正・整理した上で、資料編内の「伊豆市津波避難計画」内に整理。</p> <p>組織改編による修正</p> <p>組織改編による修正</p>	

<p>地震-79</p>	<p>(略)</p> <p>第9節 交通の確保活動 (略)</p> <p>1 陸上交通の確保対策 (略)</p> <p>(2) 交通規制の方針 (略)</p> <p>エ 交通規制に際しては、大仁警察署、日本道路交通情報センター、交通管制センター及び報道機関等を通じ広報の徹底を図る。</p> <p>(略)</p> <p>第10節 地域への救援活動 (略)</p> <p>第11節 市有施設設備等の防災措置 (略)</p> <p>第12節 防災関係機関の講ずる生活及び安全確保等の措置 (略)</p> <p>第13節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策 (略)</p> <p>第14節 市が管理又は運営する施設の地震防災応急対策 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>第9節 交通の確保活動 (略)</p> <p>1 陸上交通の確保対策 (略)</p> <p>(2) 交通規制の方針 (略)</p> <p>エ 交通規制に際しては、伊豆中央警察署、日本道路交通情報センター、交通管制センター及び報道機関等を通じ広報の徹底を図る。(3) 市の実施事項 (略)</p> <p>第10節 地域への救援活動 (略)</p> <p>第11節 市有施設設備等の防災措置 (略)</p> <p>第12節 防災関係機関の講ずる生活及び安全確保等の措置 (略)</p> <p>第13節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策 (略)</p> <p>第14節 市が管理又は運営する施設の地震防災応急対策 (略)</p>	<p>組織改編による修正</p>
--------------	--	---	------------------